

名家連ニュース

平成 27 年 2 月 28 (土)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀場 洋二
TEL/FAX (052) 411-2890 NO. 348 号

視覚障害者の社会参加に欠かせない「白杖」は「凶器」なのか

愛知県議会の定例会を傍聴した視覚障害者が係員から「折り畳み式のつえはかばんにしまって。かばんに入らないものや、長い直杖（ちょくじょう）は係員に預けて」と指示された。抗議の声があがりマスコミでも大きく報道された。（2月20日、中日新聞）



23日、愛知障害フォーラム（ADF）は、堀場幹事長、横井名視協会長、斎藤名古屋市会議員、辻事務局長、木下事務局員が議会事務局に申し入れを行った。中京テレビ、東海テレビ、中日新聞、朝日新聞、毎日新聞も現地取材に訪れた。（テレビ局は夕方のニュースで放映、新聞社は24日朝刊で報道）

ADF：「視覚障害者にとって白杖は眼と同じ。これが何故凶器、危険物に該当するのか」

議会事務局：「視覚障害の方はないと思うが、近くの傍聴者が白杖を議場へ投げ込む場合も想定される」

ADF：「国連障害者権利条約、障害者差別解消法は、障害の有無で分け隔てしないこと、合理的配慮の不提供は差別に該当すると規定している。今回のケースは、これに反する行為ではないのか」

議会事務局：「説明不足の点があった。運用について議長と検討し報告する」と回答しました。

◆名古屋市議会、岐阜県議会、三重県議会も制限なし

岐阜県議会、三重県議会、名古屋市議会もこのような制限はありません。参議院は「ないと困るもの。持っていても大丈夫」、東京都議会も「体の不自由な人が歩行に必要な器具は議場内に持って入ってもらっている」（議会局）という。神奈川県議会は白杖や盲導犬は視覚障害者の「身体の一部」とみなし、川崎市議会も「バリアフリーが求められる中、体が不自由な人を拒むことはない」と話す。埼玉県議会は「他人に危害、迷惑を与える者」の傍聴は禁止だが、つえや白杖を持った高齢者、障害者は当然該当しない。さいたま市も持ち込み可能だ。千葉県議会も白杖は「当然に許可される」という。



「病棟転換型居住系施設」— 省令改定により 10 年間設置可能に…

従来の省令（基準省令第210条第1項）は「病院の敷地外にあるようにしなければならない」としていましたが、パブリックコメント等の手続きも終り、「病院の敷地内にグループホームの設置を可能とする省令改定（1月16日告示、4月1日施行）」が行われました。

省令の附則部分（例外規定）に「新たな地域移行支援型ホーム（長期入院精神障害者の地域移行を進める試行的事業）を「平成37年3月31日までの間、実施できること」が明記されました。

※現行省令の附則（例外規定第7条～第11条）についての変更はありません。

附則第7条：「病床減少をとまなうものであること」

附則第8条：「利用期間は原則2年であること」

附則第9条：「期間内に住宅等に移行できるよう適切な支援を行わなければならないこと」

附則第11条：「関係者により構成される地域移行推進協議会を設置しなければならないこと」

なお、「地域移行推進協議会の評価を受ける」「共同生活居住の構造及び設備は、その入居者の生活の独立性を確保するものでなければならない」等の文言が追加されています。